

住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ

低所得世帯支援給付金（3万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 低所得世帯支援給付金（**1世帯あたり3万円**）は、令和5年度住民税均等割非課税世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり **3万円**

給付金の支給時期

市区町村が確認書(または申請書)を受理した日から2週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

令和5年6月1日時点で津別町に住民登録があり、世帯全員が、

令和5年度「住民税均等割が非課税」の世帯

※修正申告により非課税となった場合も該当となります。

申請期限

令和5年11月30日(木)

※消印有効

給付金の支給手続き

(1)**世帯の全ての方が**、令和5年1月1日以前から津別町内にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、津別町から、給付内容や確認事項が書かれた**確認書**が届きます。中身を確認して、町に**返信してください**。

(2)世帯の中に、令和5年1月2日以降に津別町内に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- **申請書に必要事項を記入して**、添付書類と一緒に津別町福祉係（6番）の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。

お問い合わせ

津別町役場保健福祉課福祉係（1階6番窓口）

電話 0152-77-8381（平日8:30~17:15）